

○

午前 11 時 8 分開会

○**委員長** ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

---

○**委員長** 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○**議長** おはようございます。本日はお忙しい中、平成 26 年第 1 回定例会の日程等協議のため、お集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も、皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1 ページにお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、2 月 21 日から 3 月 17 日までの 25 日間となりますのでよろしくお願いいたします。

以上、はなはだ簡単ではございますが、御挨拶といたします。

---

○**委員長** それでは早速協議に入らせていただきます。

ただいま議長からお話ございましたとおり、会期については、2 月 21 日から 3 月 17 日までの 25 日間となりますので御了承願います。

---

○**委員長** 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○**議事課長** お手元の資料 2 ページ・3 ページをごらんください。

付託につきましては、資料右側に記載のと通りの各委員会となります。

なお、議案第 4 号の手数料条例の一部改正については、内容が複数の所管に及びますけれども、財政課が一括して担当しており、平成 19 年 12 月にも、これと同じケースがございまして、総務委員会に付託しておりますので、今回も総務委員会に付託をいたします。

また、議案第 16 号、第 17 号の訴えの提起については、市営住宅にかかわる内容ですが、債権管理室が所管をしているため、総務委員会へ付託いたします。以上でございます。

○**委員長** ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

---

○**委員長** 次に、追加議案についてを議題といたします。

まず、副市長より説明願います。

○**関口副市長** おはようございます。追加議案について御説明させていただきます。

先の各会派の説明会の際に、御説明させていただきましたとおり、人事案件と条例案件がございます。まず人事案件につきましては、副市長の選任で 1 件、人権擁護委員候補者の推薦で 3 件の 4 議案を予定しております。条例案件につきましてはお手元の資料のとおり 3 議案を予定しております。一つは柏市国民健康保険条例の一部を改

正する条例につきまして、国の政令が交付され次第、速やかに提出させていただく予定でございます。

次に、柏市民文化会館関連の2議案につきましては、本日午後5時まで、工事入札に係る業者の事前申請を受け付けており、申請があれば2月28日金曜日に開札を行い、契約の相手方が決まりましたら、その後仮契約を締結し、質疑並びに一般質問最終日の3月10日に提出させていただく予定でございます。

なお、本日午後5時までに事前申請がなかった場合については、改めて入札の手続きを行い、定例会最終日の3月17日月曜日に提出させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

**○委員長** 次に、事務局より説明をお願いします。

**○議事課長** それでは、資料4ページをごらんください。

ただいま、関口副市長から御説明がありましたとおり、追加議案につきましては、人事案件で副市長の選任及び人権擁護委員候補者の推薦。条例案件で国民健康保険条例の一部改正と柏市民文化会館条例の一部改正。工事案件で柏市民文化会館の耐震工事が予定されております。提出時期と取り扱いについてですが、黒枠の中にお示しをしておりますが、まず①と②の人事案件につきましては、提出された日の日程に載せ、提案説明の後、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。

次に、③の国民健康保険条例の改正につきましては、国の国民健康保険法施行令改正に伴うものでございます。現時点では国の改正時期は未定となっておりますが、今定例会での議案上程を見込み、会派別説明会では当初議案同様、説明がなされたところであります。したがって、国民健康保険条例の改正についての質疑は、質疑並びに一般質問において、他の当初議案同様に行っていただきますよう、お願いいたします。取り扱いですが、提出された日の日程に載せ、議題といたします。質疑並びに一般質問の最終日までに提出されたときは、提案説明、委員会付託を行い、以下当初議案と同様の扱いとなります。また、定例会最終日に提出されたときは、提案説明、質疑の後、委員会付託・討論を省略し、即日採決する運びになります。なお、この議案の質疑については、質疑並びに一般質問の補充質疑となります。

次に、④と⑤の柏市民文化会館の条例改正と耐震改修工事の2件につきましては、関連するものですので、2本セットで同時に提出されることとなります。柏市民文化会館関連議案の提出予定日については、ただいま関口副市長から御説明がありましたが、本定例会での議案上程を見込み、会派別説明会では当初議案同様、説明がなされたところであります。つきましては、条例改正についての質疑は、質疑並びに一般質問において、他の当初議案同様に行っていただき、また、耐震改修工事についても請負業者及び契約金額を除いた部分について、質疑並びに一般質問で行っていただきますよう、お願いいたします。取り扱いですが、いずれも提出された日の日程に載せ、議題といたしますが、④の条例改正については先ほどの国保条例と同様の取り扱いとなります。⑤の工事案件については、質疑並びに一般質問の最終日までに提出された

ときは、提案説明の後、契約金額及び契約の相手方についての質疑を行い、その後、委員会付託を行い、以下当初議案と同様の扱いとなります。また、定例会最終日に提出された場合は、提案説明の後、契約金額及び契約の相手方に関する質疑と補充の質疑を行い、委員会付託、討論を省略し、即日採決する運びとなります。以上です。

**○末永** ⑤の柏市民文化会館耐震改修工事について、会派説明のときに言いましたけども、2度募集しても応札者がいなかった。これ3度目なんですね。いないわけですよ、金額とかいろんなこと含めて、12億円の予算の中で、今度緩和して募集しているわけです、3回目は。締切が今日の5時だよ。応札がなかった場合は、会派説明で言いましたけども、一たん中断して、文化会館そのもののね、是非を含めて、我孫子市は文化会館ないわけだから、近隣市と大きなものつくるとかつくらないとかも含めて、十分な議論をするために、私は入札そのものをやめるべきだと思う。無理して応札して、中途半端な耐震工事をして、12億もかけてね十五、六年しかもたないわけでしょ。そういうことはしないほうがいい、税金の無駄遣い。だからやっぱりきちっと腰を構えて、柏市の文化施設としてどういうものが大切で、どういう状況をつくったらいいのかということも十分検討した上で入札をやっていただきたい。そうしないと、委員会でも議論になったけども、エレベーターもない障害者の方も入ることもできない、車椅子も入っていけないんですよ、今の状況も、耐震工事をやっても。車椅子の人は文化会館利用すると言わんばかりの施設なんですよ。しかも階段上がって、今度は階段下りてトイレに行く、それで帰ってこなければならぬ。そんな不便な文化会館は12億もかけてやる必要はない。今日5時に終わって、応札者がなかったら私はそれやめるべきだ。応札者あるわけないでしょう、公共工事どんどんやって国が方向転換しちゃってんだもん。そんな儲かりもしないところに応札する人いないと思うよ。全国に広げたいでしょう今度は。そういうのはやめたほうがいいですよ。

以上です。

**○委員長** 今、意見ありましたけども、とりあえず副市長から御説明をいただいたと、あと事務局から御説明いただいたとおりと。今後のことについては、またそのときにという形になるかと思しますので、それで御承知おきいただくということよろしいでしょうか。

〔はい〕と呼ぶ者あり〕

**○委員長** 次に、黙祷についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

**○議事課長** 資料5ページをごらんください。来る3月11日には、東日本大震災後3年を迎えます。例年、東日本大震災で犠牲となった方々へ黙祷を捧げていますが、昨年までの例で申し上げますと、3月11日またはその後の直近の本会議で黙祷を行うのが例となっています。しかし、今年の3月11日は総務、市民環境委員会の開催日に当たっており、その後の本会議は17日の最終日であるため、日にちがあいてし

まうこととなります。ついては、前日の3月10日、質疑並びに一般質問の最終日、散会直前に黙祷を行うことといたします。

なお、3月11日の委員会における黙祷については、各委員長の御判断で行っていただくこととなります。以上でございます。

**○委員長** ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

---

**○委員長** 次に、平成26年度議会費の概要についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

**○次長兼庶務課長** 平成26年度一般会計歳出予算のうち、議会費につきまして御説明申し上げます。お手元の資料6ページの予算説明資料、A3横長の資料をごらんいただきたいと思います。

議会費の総額は、表の左下に記載しておりますとおり6億9,165万6,000円で、前年度比で421万円の減。率にしますと、マイナス0.6%となりました。主な内容を説明申し上げますと、まず、左の括弧に書いてありますが、1節の報酬から4節の共済費までは人件費関係でございますが、人件費関係につきましては議会費全体の89.4%を占めております。これらの合計は6億1,849万1,000円になります。前年度比532万2,000円の減で、内訳につきましては、給料が399万2,000円の増、職員手当等が162万5,000円の増、共済費につきましては1,094万3,000円の減となったものでございます。さらに節ごとの詳細を御説明申し上げますと、議員報酬につきましては前年費と同額となっております。職員給与は人事課で積算しているところでございますが、昇給等による増額となったものでございます。4節の共済費につきましては、議員年金制度の廃止に伴う給付費負担金で、毎年度4月1日における当該地方公共団体の議員の標準報酬月額に12を乗じて得た金額に負担率を乗じて得た金額が負担額となっております。総務省からの通知によりまして、平成25年度の負担率57.6%から平成26年度につきましては52.8%と、4.8%引き下げられております。したがって、予算ベースで平成25年度が1億4,183万4,000円から平成26年度につきましては1億3,001万5,000円となりまして、約1,182万円の減額となります。

続きまして、8節報償費から27節公課費についてでございますが、総額は7,316万5千円で、前年度比111万2千円の増となります。9節の旅費における各常任委員会と特別委員会での行政視察分につきましては、予算ベースで例年どおり年1回分を計上してございまして、金額については昨年どおりで変更はございません。また、政務活動費につきましても、例年どおり計上してございまして、金額に変更はございません。増額の主な理由としましては、消費税の増額を見込んだことと、会議録検索システムサーバーのリース期間が終了しますとの、それに伴う新たなサーバーの導入一時経費、事務局公用車の車検費用となります。

厳しい財政状況に鑑み、最小の経費で最大の効果を得るよう引き続き努力してまいります。なおこの資料につきましては、議会運営委員会終了後、各会派の控室に配付いたします。御質問等がございましたら、議会事務局庶務課までお問い合わせいただ

ければと思います。以上でございます。

**○委員長** ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

---

**○委員長** 次回は3月10日月曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時24分閉会